

第3章

PTAに関わる団体・機関・人

PTA(連合)協議会(P協)

杉並区立小・中学校PTAは、各校のPTAが集まって連合体を作り、連携しながら活動をしています。子どもたちの教育環境をより豊かにしていくため、PTA会員への情報提供、教育長・教育委員との懇談会、予算要望懇談会、研修会などを行っています。

杉並区立小学校PTA連合協議会(杉小P協)

- ・広報紙の発行 ・研修会 ・専門委員会活動(総務、学級、地域、広報)
- ・教育長、教育委員との教育懇談会、教育予算要望懇談会の実施
- ・教育委員会主催の諸研修会・検討会・審議会への参加等
- ・「ピーポくん110番」事業の取組

杉並区立中学校PTA協議会(杉中P協)

- ・広報紙の発行 ・セミナーの開催 ・教育予算要望懇談会 ・情報交換会
- ・教育長、教育委員との懇談会
- ・教育委員会主催の諸研修会・検討会・審議会への参加等

ピーポくん110番

「不審な声かけ・痴漢・つきまとい行為」など、子どもたちが身の危険を感じたときに、助けを求めることができる緊急避難場所(非常通報箇所)を地域に設置しています。緊急避難場所になっている家・店・事業所には、警視庁のマスコットである「ピーポくん」が描かれた緑色のプレートが掲示されています。

この事業は杉小P協が取り組み、各小学校が実施しています。

ピーポくん110番



東京都警視庁
杉並区立小学校PTA連合協議会
110番緊急通報箇所設置事業

分区

杉並区では、グループを組んで活動することがあり、この単位を分区と呼びます。小学校では、6つに分けられ、中学校では4つに分けられています。

小学校分区

A 分区	B 分区	C 分区
杉並第一 杉並第九 馬橋 桃井第五 沓掛 八成 天沼	杉並第二※ 杉並第三 杉並第六 杉並第七 杉並第十 東田※ 高円寺学園	西田※ 桃井第二 荻窪 高井戸第二 高井戸第四 松庵 久我山

D 分区	E 分区	F 分区
桃井第一※ 桃井第三 桃井第四 四宮 井荻 三谷	高井戸 高井戸第三 浜田山 富士見丘 高井戸東 永福※ 杉並和泉学園	大宮 堀之内 和田 方南 済美 松ノ木 済美養護

(※杉並第二小学校、西田小学校、東田小学校、桃井第一小学校、永福小学校はP協に加入していません。)

中学校分区

第一分区	第二分区	第三分区	第四分区
天沼 中瀬 井荻 井草 荻窪	松溪 神明 宮前 富士見丘 高井戸 西宮	向陽※ 松ノ木 大宮 泉南 和田※ 杉並和泉学園	高南 杉森 阿佐ヶ谷 東田 東原 高円寺学園

(※和田中学校、向陽中学校はP協に加入していません。)

教育委員会と教育委員会事務局

教育委員会

法律(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)に基づき、区の教育行政を執行する行政機関として設置され、区立学校その他の教育機関を管理するとともに、区の教育行政についての基本方針や計画を決定しています。

杉並区教育委員会は、教育長および4人の委員で構成されています。教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。任期は、教育長が3年、委員が4年となっています。

教育委員会の会議は、原則毎月第2、第4水曜日に開催され、必要に応じて臨時会を開催しています。原則として公開していますので、どなたでも傍聴ができます。

教育委員会事務局

教育長の統括の下に、事務処理を行う組織として事務局が置かれています。

教育委員会事務局の組織と事務内容

教育総務課	教育委員会、表彰及び褒賞、教育施策の企画立案及び総合調整、区立学校及び教育委員会のICT活用に係る計画及び調整等に関すること
教育人事・指導課	区立学校教職員等の人事・計画・服務・給与等に関すること、区立学校における安全指導、生活指導、課題解決支援及びいじめ問題に関すること
多様な学び支援課	特別支援教育の推進、不登校対策、学びの多様化学校設置準備、教育・就学支援相談業務(予約制)に関すること
学校運営課	児童・生徒の学校教育環境の整備・充実、区立小中学校の改築(建替え)・修繕、区立学校予算の令達及び経理事務に関すること
学務課	学齢児童・生徒の就学、児童生徒の就学諸援助、区立学校の保健衛生、小児生活習慣病予防健診、学校給食等に関すること
地域の学び推進課	区民の文化・学習活動が円滑に行われるようにするための全区的な環境醸成、小学生名寄自然体験交流事業の実施、文化財保護、PTA、学校運営協議会、学校支援本部、家庭教育、青少年委員、学校開放、成人学習支援・科学教育事業等に関すること
済美教育センター	区立学校や子供園の教育・保育活動の総合的な支援、学校教育に係る調査研究・開発に関すること
就学前教育支援センター	就学前教育の調査・研究、質の向上等に関すること
中央図書館	本やCDの貸出、行事(講演会・講座・お話し会など)に関すること

青少年の健全育成

青少年問題協議会

青少年の指導、育成、保護等に関する施策についての調査審議や関係機関の連絡調整等を目的に、区長の附属機関として、条例により設置しています。

構成する委員は、青少年の健全な育成に関する活動を行う者(小・中P協代表者をはじめ、防犯協会、町会・自治会、商店会連合会、民生児童委員協議会、保護司会、青少年育成委員会、青少年委員協議会などの代表者)、学識経験者、関係行政庁の職員等です。

青少年育成委員会

地域に根ざした青少年の健全育成のために、地域社会の総力を結集して作られている自主団体で、区内17地区にそれぞれ委員会が組織されています。

構成する委員は、地区によって構成比は異なりますが、町会・自治会、PTA、青少年委員、保護司、民生委員・児童委員、スポーツ推進委員、学校や児童館などの行政関係者、区議会議員、地域協力者です。

子どもや青少年を対象としたスポーツ・文化・余暇活動のほか、青少年の非行防止につながる有害環境改善活動や、団体の活動の理解と協力を得られるよう広報紙の発行等を行っています。

地域教育連絡協議会(地教連)

家庭・地域・学校が密接に連携し地域教育の機能を高め、子どもたちの「生きる力」を育む環境づくりを目指して、各中学校区単位に設置されています。

青少年委員が事務局となり、教育委員会と共催で「地域教育懇談事業」と「子ども地域活動促進事業」を行っています。

地域教育推進協議会(地教推)

0歳から15歳までの子どもの育成や教育をコミュニティの問題として考え、家庭・地域・学校が責任を分担して、子どもたちが健やかに育つ地域の実現を目指して活動する組織です。地教連の組織、活動を発展的に継承しています。

青少年委員

青少年育成委員会からの推薦により、教育委員会が委嘱する非常勤の地方公務員です。

青少年教育の振興のため、家庭・地域・学校をつなぐパイプ役となり、地域の教育力向上の要となっています。

担当の小・中学校区を持ち、地教連・地教推の事務局のほか、学校や児童館など地域の様々な活動に関わっています。

子育て応援・児童館事業

地域子育てネットワーク事業

子育てを通して「出会い、ふれあい、支えあう」地域づくりをめざし、小学校区域を基本に児童館及び子ども・子育てプラザ等を事務局として、地域行事や子育て講演会、子育て講座など、地域ぐるみで子育てを応援していく活動を行っています。また、子育て中の保護者や区民の方が企画・参画する取り組みを進めています。

児童館／学童クラブ／ゆう杉並

児童館は0歳から18歳未満の児童がいつでも自由に遊びに行くことができる子どもの居場所です。子ども達が遊びや自主的な活動等を通して、心身ともに健やかに成長できるよう職員が見守り、支援しています。また、子育て中の保護者の方の出会い・情報交換の場となるように、さらには地域の子ども達を見守る大人の方々の活動の場となるように運営を行っています。

学童クラブは、保護者が就労などにより子どもの保育にあたれない家庭の子どもを対象とした放課後の生活の場で、主に児童館や小学校に併設されています。

ゆう杉並は、中学生・高校生が文化や芸術、スポーツなど自主的な活動をし、生き活きと交流できる居場所です。

*子ども・子育てプラザ

妊娠期から乳幼児期の親子がいつでも気軽に立ち寄り、ゆったりと過ごすことができる、つどいのひろばです。乳幼児親子を主たる対象とする施設ですが、小学生や中・高校生も利用できる部屋があります。

地域と共にある学校づくり

地域運営学校(コミュニティ・スクール)

保護者や地域住民等が「学校運営協議会」を通じて、教育委員会、校長と責任を分かち合いながら、当事者として学校運営に参画します。この仕組みにより、学校運営や教育活動に家庭・地域の意向が一層的確に反映され、子どもたちにとって豊かな成長の機会あふれる地域と共にある学校づくりが進みます。

学校支援本部

地域の志ある人たちが学校を支援するボランティアによる任意団体で、学校ごと、または小中合同で組織されています。

学校と地域をつなぐ役割を担い、地域の人たちが学校に関わることができるように活動を行っています。学校と地域の交流、協力関係を発展させ、地域の活性化にも貢献しています。

学校・地域コーディネーター

学校支援本部に配置し、学校と地域の調整や学校サポーター、外部講師の確保、各事業部との連絡調整を行っています。区教育委員会が実施する所定の研修を修了した方です。

学校サポーター

小・中学校では、従来の教科領域の学習に加え、総合的な学習の時間などにおいて、各校の特色を生かした授業が実施されています。これらの授業では、担当教職員の補佐として専門的な知識をもつ地域の人たちに、講師・ゲストティーチャーとして協力を得ています。

また、安全安心の学校づくりや、環境整備など多くの面で、地域の人たちの力を借りながら、学校運営が行われています。このようにボランティアで、学校を支援してくれる人たちを学校サポーターと呼んでいます。

土曜日学校／放課後子ども教室

土曜日や放課後の学校を舞台に、子どもたちが地域の中で広くさまざまなことに挑戦・体験できるよう、保護者や学校等の意見をもとに学習・スポーツや体験・交流活動の機会を提供しています。各地域の力を活用し、子どもたちのための事業を実施しています。

安心安全

子ども安全ボランティア

児童の登下校時における交通事故や犯罪被害を防ぐため、地域の方々の協力によって行われるボランティア活動です。危険個所での見守りや、安全パトロールなどを行い、子どもたちが安心して通学できる環境を整えます。各小学校の保護者を中心に、地域の方々に協力いただくことで、児童の安全・安心な通学を支える取組です。

学校安全支援隊

小学校内外の安心安全を支援するため、PTA・地域住民などで構成されています。来校者の受付や案内、校内外の巡回やパトロールなどの活動を行っています。

震災救援所運営連絡会

全区立小・中学校等に設置されています。

震度5強以上の地震が発生した際に、地域(防災会・町会・PTA等)・学校・行政(区)が連携し、避難・救援の拠点となる震災救援所を円滑に運営するための組織です。

各震災救援所における運営ルール(マニュアル)を定め、発災時に応急・救援活動等が円滑に行えるよう、実践的な訓練を実施しています。

頼れる協力者

民生委員・児童委員／主任児童委員

厚生労働大臣より委嘱を受け、地域で社会奉仕活動などを行います。民生委員は児童委員を兼ねます。

民生委員・児童委員は、地域での相談役として、生活上の心配事や子育ての悩みなどの相談に応じています。身分は「非常勤の地方公務員」で、相談や調査内容に関しては秘密を守ることが義務づけられています。

また主任児童委員は児童福祉に関する事を専門的に担当し、子ども家庭支援センター、福祉事務所、学校や児童相談所と連絡を取り合い児童委員と協力して、虐待の早期発見や子育ての悩み相談を行っています。

スポーツ推進委員

杉並区長から委嘱されている「非常勤の地方公務員」です。

区民が自主的な地域スポーツ活動を生涯にわたり継続して行うことができるよう、さまざまなスポーツ活動や、支援を行っています。スポーツに関する身近な相談窓口として助言や案内、土曜日学校などのスポーツレクリエーションの相談も受けています。

保護司

法務省から委嘱されている「準国家公務員」(ボランティア)です。

罪を犯した人の再犯防止に努め、立ち直りを支援しています。また、低年齢化する凶悪犯罪の発生を未然に防ぐために、青少年の非行防止活動に取り組み、犯罪が起こりにくい地域社会を築くために、社会を明るくする運動を中心となって推進しています。

家庭教育の支援

家庭教育講座

PTAや地域の大人たちで構成する団体が、日頃、子どもとの関わりの中で気になることをテーマに講座を開催する場合、講師謝礼等の経費の一部を教育委員会が共催分担金として支給します。



社会教育の振興

社会教育委員

教育委員会の委嘱委員で、社会教育・学校教育・家庭教育に関わる区民や学識経験者で構成されています。社会教育は、行政が取り組む以外にも、区民の自発的で自主的な活動として地域のいたるところで行われています。こうした地域での学びをより豊かにしていくため、社会教育委員は協議を重ね、教育委員会への答申や意見・報告等を行っています。

また、杉小P協や杉中P協といった社会教育関係団体に区が補助金を支出する場合は、社会教育委員に意見を求めることが法律で定められているため、PTA活動との関わりも深い委員制度です。

社会教育主事

法に基づき、教育委員会事務局に置かれる専門職員です。地域と学校の連携や協働を含め、社会教育活動に取り組む方の求めに応じて助言等を行います。

PTA活動に関わる連絡・相談窓口

主な事業	窓口
PTA活動全般 「ピーボくん110番」 学校支援本部 学校・地域コーディネーター 土曜日学校 放課後子ども教室 学校サポーター 地域運営学校(コミュニティ・スクール) 家庭教育講座 地域教育連絡協議会・地域教育推進協議会	地域の学び推進課地域・学校協働係 TEL (代)3312-2111
社会教育委員	地域の学び推進課管理係 TEL (代)3312-2111
生涯学習活動支援	社会教育センター TEL (直)3317-6621 地域の学び推進課社会教育推進担当等 TEL (代)3312-2111
スポーツ推進委員 スポーツ・レクリエーション活動	スポーツ振興課事業係 TEL (代)3312-2111

主な事業	窓口
学校開放	地域の学び推進課学校開放担当 TEL (直)5307-0764
学校安全支援隊	教育総務課庶務係 TEL (代)3312-2111
学校教育に関する相談 (子どものいじめ等)	教育人事・指導課 TEL (直)5307-0365
来所教育相談<※予約制> (児童生徒の不登校や情緒等の教育上の悩み)	多様な学び支援課教育相談室 TEL (直)6379-5491
電話教育相談 (児童生徒の不登校や情緒等の教育上の悩み)	多様な学び支援課教育相談室 TEL (直)6304-3017
就学支援相談<※予約制> (特別支援学級や特別支援学校への入学、転学に関する相談、学校入学後の支援)	多様な学び支援課教育相談室 TEL (直)6379-5491
図書、視聴覚資料・機材 文庫活動	中央図書館 TEL (直)3391-5754
郷土資料、教室	郷土博物館 TEL (直)3317-0841
科学教育に関する情報提供	社会教育センター TEL (直)3317-6621
子育ての悩み、子どもからの相談	杉並家庭支援センター ゆうライン(相談専用窓口) TEL (直)5356-2601
児童館活動 地域子育てネットワーク 母親クラブ	児童青少年センター (ゆう杉並) TEL (直)3393-4760
杉並区立公園の団体利用	みどり公園課運営グループ TEL (代)3312-2111